

令和 5 年度障害者総合支援法関係事業者説明会

(日中活動サービス：生活介護、施設入所支援、自立訓練（就労系除く）)

- 1 令和 6 年度報酬改定について
- 2 人員配置基準等の留意事項について

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

① 基本報酬区分の見直し（サービス提供時間ごとの基本報酬の設定・福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し）

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。
- なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
 - ・ 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
 - ・ 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。（5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分				
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位
3時間以上～4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位
4時間以上～5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位
5時間以上～6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位
6時間以上～7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位
7時間以上～8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位
8時間以上～9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位

福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 6単位/日

常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）とを併給可とする。



② 基本報酬区分の見直し（利用定員規模ごとの基本報酬の設定）

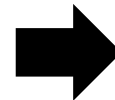
- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

③ 延長支援加算の拡充

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。
※ 施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

(1) 延長時間 1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間 1時間以上の場合	92単位/日



【見直し後】

(1) 所要時間 9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間 10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間 11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間 12時間以上	400単位/日

④ 食事提供加算の見直し

- 通所系サービスにおける食事提供加算について栄養面を評価しつつ経過措置を延長【令和9年3月31日まで延長】

【現行】収入が一定額以下の利用者に対して、事業原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する

【見直し後】現行の要件に加え、①管理栄養士等が献立作成に関与または献立の確認を行い、②利用者ごとの摂食量の記録、③利用者ごとの体重の記録を行った場合に、所定単位数を加算する

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日
	基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位/日+35単位/日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】17単位/日
短期入所	福祉型強化短期入所の種類の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け) 区分3 977単位/日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位/日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位/日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】1,000単位/日(1回を限度)
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位/日、医療型 500単位/日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

○重度訪問介護利用者

[現 行]

- ・ 障害支援区分 4 28,430 単位
- ・ 障害支援区分 5 35,630 単位
- ・ 障害支援区分 6 50,800 単位

介護保険対象者 17,340 単位

[見直し後]

- ・ 障害支援区分 4 28,940 単位
- ・ 障害支援区分 5 36,270 単位
- ・ 障害支援区分 6 62,050 単位

介護保険対象者

- ・ 障害支援区分 4 14,620 単位
- ・ 障害支援区分 5 15,290 単位
- ・ 障害支援区分 6 22,910 単位

3 日中活動系サービス

(1) 生活介護

① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

- ・ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

→ サービス提供時間ごとの基本報酬の設定について (別紙1) 参照

② 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

- ・ 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

→ 利用定員規模ごとの基本報酬の設定の設定について（別紙1）参照

③ 延長支援加算の見直し

- ・ 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。（施設入所者については、延長支援加算は算定できない。）

《延長支援加算の見直し》

[現 行]

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 延長時間 1 時間未満の場合 | 61 単位/日 |
| (2) 延長時間 1 時間以上の場合 | 92 単位/日 |

[見直し後]

- | | |
|------------------------------------|-----------------|
| <u>(1) 所要時間 9 時間以上 10 時間未満の場合</u> | <u>100 単位/日</u> |
| <u>(2) 所要時間 10 時間以上 11 時間未満の場合</u> | <u>200 単位/日</u> |
| <u>(3) 所要時間 11 時間以上 12 時間未満の場合</u> | <u>300 単位/日</u> |
| <u>(4) 所要時間 12 時間以上</u> | <u>400 単位/日</u> |

④ 常勤看護職員等配置加算の拡充

- ・ 医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。

《常勤看護職員等配置加算の見直し》

[現 行]

イ 常勤看護職員等配置加算（I）

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 利用定員が20人以下 | 28 単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19 単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11 単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8 単位/日 |

(5) 利用定員が81人以上	6単位/日
□ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）	
(1) 利用定員が20人以下	56単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	38単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	22単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	16単位/日
(5) 利用定員が81人以上	12単位/日
ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）	
(1) 利用定員が20人以下	84単位/日
(2) 利用定員が21人以上40人以下	57単位/日
(3) 利用定員が41人以上60人以下	33単位/日
(4) 利用定員が61人以上80人以下	24単位/日
(5) 利用定員が81人以上	18単位/日

[見直し後]

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。

(1) 利用定員が5人以下	32単位/日
(2) 利用定員が6人以上10人以下	30単位/日
(3) 利用定員が11人以上20人以下	28単位/日
(4) 利用定員が21人以上30人以下	24単位/日
(5) 利用定員が31人以上40人以下	19単位/日
(6) 利用定員が41人以上50人以下	15単位/日
(7) 利用定員が51人以上60人以下	11単位/日
(8) 利用定員が61人以上70人以下	10単位/日
(9) 利用定員が71人以上80人以下	8単位/日
(10) 利用定員が81人以上	6単位/日

⑤ 人員配置体制加算の拡充

- ・ 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

《人員配置体制加算の見直し》

[現 行]

イ 人員配置体制加算（Ⅰ）	
(1) 利用定員が20人以下	265単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3) 利用定員が61人以上	197単位/日
□ 人員配置体制加算（Ⅱ）	

(1) 利用定員が20人以下	181単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3) 利用定員が61人以上	125単位/日
ハ 人員配置体制加算 (Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	51単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3) 利用定員が61人以上	33単位/日
[見直し後]	
イ 人員配置体制加算 (Ⅰ)	
(1) 利用定員が20人以下	321単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	263単位/日
(3) 利用定員が61人以上	245単位/日
ロ 人員配置体制加算 (Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	265単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	212単位/日
(3) 利用定員が61人以上	197単位/日
ハ 人員配置体制加算 (Ⅲ)	
(1) 利用定員が20人以下	181単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	136単位/日
(3) 利用定員が61人以上	125単位/日
ニ 人員配置体制加算 (Ⅳ)	
(1) 利用定員が20人以下	51単位/日
(2) 利用定員が21人以上60人以下	38単位/日
(3) 利用定員が61人以上	33単位/日
※人員配置体制加算 (Ⅰ) は従業者を常勤換算方法で「1.5:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅱ) は従業者を常勤換算方法で「1.7:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅲ) は従業者を常勤換算方法で「2:1」以上配置 人員配置体制加算 (Ⅳ) は従業者を常勤換算方法で「2.5:1」以上配置	

⑥ 入浴支援加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するための加算を創設する。

《入浴支援加算【新設】》

80単位/日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

⑦ 喀痰吸引等実施加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価するための加算を創設する。

《喀痰吸引等実施加算【新設】》

30単位／日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

⑧ **リハビリテーション職の配置基準**

- ・ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。(自立訓練(機能訓練)も同様。)

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

[見直し後]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

⑨ **リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し**

- ・ リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

《リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し》

[現 行]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

[見直し後]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに(中略)リハビリテーション実

施計画を作成すること。

⑩ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実

- 生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するための加算を創設する。

《栄養スクリーニング加算【新設】》

5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

《栄養改善加算【新設】》

200単位/回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

⑪ 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

- 生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

障害者支援施設における地域移行を推進するための取組

- 障害者支援施設から地域生活への移行を推進するため、運営基準の見直しや、報酬の見直し・拡充を行う。

① 運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないことを規定。
- また、以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は減算の対象とする。
 - ①地域移行及び施設外の日中サービスの意向確認を行う担当者を選任すること
 - ②意向確認の記録や意向を踏まえた個別支援計画を作成することなど、意向確認のマニュアルを作成していること

【新設】
地域移行等意向確認体制未整備減算 5 単位/日

② 基本報酬の見直し

- 利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位



【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

③ 地域生活への移行を推進するための評価の拡充

- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

【新設】地域移行促進加算（Ⅱ） 60単位/日

- 前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。

【新設】地域移行支援体制加算 例：利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日

- 送迎加算について、障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎した場合には、施設入所者を加算の対象とするよう見直し。

- | | | |
|---|-------------------|-----------|
| イ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ） | 1,000単位／日 |
| ロ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ） | 500単位／日 |
- ※ イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。
- ※ ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

⑤ 医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

- ・ 障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

《短期入所に係る指定の申請書類等の省略》

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

4 施設系・居住支援系サービス

(1) 施設入所支援

① 基本報酬の定員区分の見直し

- ・ 利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

→ 基本報酬の区分の見直しについて（別紙1）参照

② 地域移行を推進するための取組の推進

- ・ すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意

向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。

- ・ 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
 - 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
 - 意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
- ・ 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

《指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

《地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】》

- ・ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

- ・ 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域

生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。
(令和8年度から減算を実施。)

《地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】》 60単位/日

- ・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

③ 地域移行の実績の評価

- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

《地域移行支援体制加算【新設】》

イ 利用定員が40人以下

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 区分6 | 15単位/日 |
| (2) 区分5 | 13単位/日 |
| (3) 区分4 | 11単位/日 |
| (4) 区分3 | 8単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 6単位/日 |

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 9単位/日 |
| (2) 区分5 | 7単位/日 |
| (3) 区分4 | 6単位/日 |
| (4) 区分3 | 5単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 4単位/日 |

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区分6 | 7単位/日 |
| (2) 区分5 | 6単位/日 |
| (3) 区分4 | 5単位/日 |
| (4) 区分3 | 4単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 3単位/日 |

二 利用定員が61人以上70人以下

(1) 区分6	5単位/日
(2) 区分5	4単位/日
(3) 区分4	3単位/日
(4) 区分3	3単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

ホ 利用定員が71人以上80人以下

(1) 区分6	4単位/日
(2) 区分5	3単位/日
(3) 区分4	3単位/日
(4) 区分3	2単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

ヘ 利用定員が81人以上

(1) 区分6	3単位/日
(2) 区分5	3単位/日
(3) 区分4	2単位/日
(4) 区分3	2単位/日
(5) 区分2以下	2単位/日

※ 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

④ 夜間看護体制加算の拡充

- ・ 入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

《夜間看護体制加算の見直し》

60単位/日

[現 行]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、(中略)1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の

看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

⑤ 通院支援に対する評価の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

《通院支援加算【新設】》

17単位/回

- ・ 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

⑥ 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

- ・ 見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜間職員配置体制加算の要件を緩和する。

《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

[現 行]

- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
夜勤2人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
夜勤3人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

[見直し後]

- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合
夜勤1.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合
夜勤2.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合

夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人に限り0.9とすることができる。）

（2）共同生活援助

① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- ・ グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- ・ グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- ・ 移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

《自立生活支援加算の拡充》

[現 行]

自立生活支援加算 500単位／回

[見直し後]

イ 自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月

※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ 自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位／回

※ 現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練 【一部新設】 リハビリテーション加算（Ⅰ） 48単位/日 * 頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

生活訓練 【一部新設】 個別計画訓練加算（Ⅰ） 47単位/日 * 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅰ）（例：利用定員が20人以下の場合）

【現行】 748単位/日 【見直し後】 **776**単位/日

生活訓練サービス費（Ⅱ）（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）

【現行】 750単位/日 【見直し後】 **779**単位/日 * 機能訓練も同様

生活訓練サービス費（Ⅲ）（例：利用期間が2年間以内の場合）

【現行】 271単位/日 【見直し後】 **281**単位/日



③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。



【新規】 ピアサポート実施加算 **100単位/月**

④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】 支援の**3日目**から算定可

【見直し後】 支援の**初日**から算定可

⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

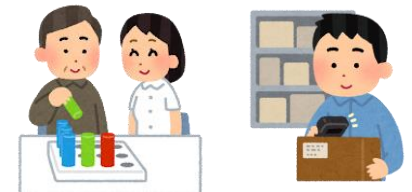
- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） **60単位/日** * 対象者あり

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） **30単位/日** * 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】 高次脳機能障害者支援体制加算 **41単位/日**



Social Independence Measure(SIM)による社会生活における自立度の評価

- ✓各7～1点の7段階評価 (合計91点～10点)
- ✓項目とその項目選択の判断について(最大項目数13 最小項目数10)

項目には「必須項目」「必須選択項目」「選択項目」の3種がある。

- ・「必須」は必ず採点する。
- ・「必須選択項目」は必ずいずれか一方を選択し、採点する。
- ・「選択項目」のみ必要に応じ、採点を除外できる。

※除外できるものは、生活環境や進路から、本人と関係しないとされたもののみとなる。
単に本人の意思により判断するのではなく、多様な観点から判断されたものに限る。

自立	7点	継続自立
	6点	自立
部分的支援が必要	5点	見守り 限定した活動状態
	4点	最小支援
	3点	中等度支援
全面的な支援が必要	2点	最大支援
	1点	全面支援

大分類	毎日の社会生活を維持するための項目							社会の一員として積極的に参加するための項目					共通項目	
	必須	必須	必須	必須	選択	選択	必須	必須選択 (1つを選択)		必須	選択	必須		必須
項目	1 健康管理	2 金銭管理	3 身の回りの管理	4 買い物 (買い物先までの移動を除く)	5 家事活動 (調理含まず)	6 調理	7 生活のセルフマト	8		9 人間関係	10 仕事／学校	11 地域での余暇活動	12 日中活動	13 制度・サービス活動
								(1)公共交通機関を 利用しての外出	(2)自動車運転					
大分類合計	計49点～5点							計35点～4点					計7点～1点	
総計	合計 91点～10点													

[見直し後]

指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な援助を行わなければならない。

③ 人員配置基準の弾力化

- ・ 併設する事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- ・ サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動系サービスと同様に、配置基準を60：1とする。

《相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】》

自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

《従業者の員数の見直し》

[現 行]

サービス管理責任者 30:1

[見直し後]

サービス管理責任者

ア 常勤である場合 60:1 (他の職務との兼務不可)

イ ア以外の場合 30:1

④ 実施主体の拡充

- ・ 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

5 訓練系サービス

(1) 自立訓練（機能訓練）

① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

- ・ 標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

《リハビリテーション加算の見直し【一部新設】》

リハビリテーション加算（I） 48単位／日

[現 行]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

[見直し後]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ (略)

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

② ピアサポートの専門性の評価

- ・ 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する（自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）も同様。）。

《ピアサポート実施加算【新設】》 100単位／月

各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者（障害者であったと都道府県等が認める者を含む。）と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

③ 支給決定の更新の弾力化

- ・ 複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように支給決定事務処理要領を見直す（自立訓練（生活訓練）も同様（宿泊型自立訓練を除く。））。

④ 提供主体の拡充

- ・ 医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

《通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準【新設】》

- ① 通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、利用者用に確保されている食堂の面積を加える。）を、通所リハビリテーションの利用者の数と共生型サービスの利用者数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該通所リハビリテーションの利用者の数を当該通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型サービスの利用者数の合計数であるとした場合の必要数以上であること。
- ③ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

※ 通所リハビリテーション事業所において、基準該当サービスを提供する場合の基準も同様。

《病院又は診療所における基準該当サービスに関する基準【新設】》

地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等によりサービスを受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う基準該当サービスに関して事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- ① 事業所の専用の部屋等の面積を、基準該当サービスを受ける利用者の数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 管理者とともに、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を10：1以上配置していること。
- ③ 基準該当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

(2) 自立訓練（生活訓練）

- ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（宿泊型自立訓練を除く。）
 - ・ 自立訓練（機能訓練）と同様に、標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

《個別計画訓練支援加算の見直し》

個別計画訓練支援加算（Ⅰ） 47単位／日

次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ （略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

② 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- ・ 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行う。

《日中支援加算の見直し》

5の2 日中支援加算 270単位／日

[現 行]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 就労系サービス

(1) 就労移行支援

① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- ・ 運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

《就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し》

[現 行]

就労移行支援事業所は、20人以上（離島等においては10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

[見直し後]

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

- ・ 各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(2) 福祉・介護職員等の処遇改善

【処遇改善加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

【基本報酬の見直しについては、全サービス】

- ・ 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。（経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。）
- ・ 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- ・ 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- ・ 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- ・ 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- ・ 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→「福祉・介護職員等処遇改善加算について」（別紙2）参照

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《緊急時受入加算【新設】》

100単位／日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

- ③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に

従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現 行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

(4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等

→ 「重度障害者支援加算の拡充」（別紙4）参照

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をとるとともに、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

《集中的支援加算【新設】》

イ 集中的支援加算（I）

1000単位/回

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

ロ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ ロの集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、Ⅰの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

（5）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

[現 行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

[見直し後]

イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

(6) 意思決定支援の推進【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

- ① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

(7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

(8) 障害者虐待防止の推進【全サービス】

- ① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ② 指定基準の解釈通知において、
 - ・ 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
 - ・ 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

≪虐待防止措置未実施減算【新設】≫

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(9) 身体拘束等の適正化の推進【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。

② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

[現 行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

(施設・居住系サービス) ※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス) ※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

(10) 個別支援計画の共有【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価

① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

《高次脳機能障害支援体制加算【新設】》

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I） 60単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高

次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

- 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／日
高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《高次脳機能障害者支援体制加算【新設】》 41単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

(12) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

(13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【全サービス】

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務で

きることとする。

② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

(14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着

支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- ・ 所定単位数の3%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の1%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

(15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- ① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

《運営基準【新設】》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位／月

以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- ② 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

《新興感染症等施設療養加算【新設】》 240単位／日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

(16) 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

《情報公表未報告減算【新設】》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の10%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の5%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

(17) 地域区分の見直し【全サービス】

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるものとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

→ 「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

(18) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、障害児入所支援】

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

	[現 行]		[見直し後]
基準費用額	54,000円	→	55,500円

(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労

選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接してない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

《送迎加算の対象拡充》

[現 行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

① 居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加する。

《居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） | 所定単位数の20%に加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） | 所定単位数の10%を加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） | 所定単位数の10%を加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） | 所定単位数の5%を加算 |

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）

1 障害福祉サービス事業の人員・設備基準等【共通事項】

1 人員配置基準（共通事項）

管 理 者 (施設長)	資格要件	療養介護	医師
		就労継続支援	次のいずれかを満たす者 ①社会福祉主事資格要件に該当する者(同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等) ②社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事した経験のある者 ③企業を経営した経験を有する者 ④社会福祉施設長認定講習会を修了した者
	その他	上記①、②、④のいずれかを満たす者	
責務	① 事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ② 事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。		
専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は ①当該事業所の他の職務、②他の事業所の職務 のいずれかとの兼務は可。			
サービスマニ agement責任者	配置数	○利用者が60人以下：1人以上 ○利用者が61人以上：利用者が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ○常勤1人以上	
	資格要件	次のいずれも満たす者（詳細は「サービスマニagement責任者の要件」参照） ①障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～8年 ②相談支援従事者初任者研修（講義部分）受講及びサービスマニagement責任者研修修了	
	業務	①個別支援計画の作成に関すること。 ・利用者について、適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を加え、個別支援計画の原案を作成。 ・個別支援計画の作成に係る会議を開催し、個別支援計画の原案に対する意見を徴求。 ・個別支援計画の原案の内容について、利用者又はその家族に説明し、文書により同意を得ること。 ・作成した個別支援計画を利用者に交付。 ・療養介護計画の実施状況を把握し、6月に1回以上見直しを実施。 ②利用者の心身の状況、当該事業所以外の障害福祉サービスの利用状況等を把握。 ③利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を実施。 ④他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	
専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合は、 ①管理者、②人員配置基準を超える人数を配置しているサービス提供職員のいずれかとの兼務は可。			
サービス提供職員	サービス提供職員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。 ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。		

2 用語の定義

(1) 常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。以下同じ。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

【小数点の取り扱いについて】

① 常勤換算をする場合 必要な員数について、確保すること。

ア 基準人数算出 利用者数を除した数の小数点第2位以下を切り捨てる。

イ 従業者常勤換算 従業者の勤務延時間数を、当該法人の常勤の従業者が従事すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間とする。）で除した数を小数点第2位以下について切り捨てる。

<計算例> ○ 基準人数算出 当該法人の常勤従事者の週あたり勤務時間が40時間、利用者数20人の事業所で、基準上利用者数を6で除した数以上の員数を必要とする場合

基準人数算出 $20 \text{人 (利用者数)} \div 6 = 3.333 \dots \rightarrow 3.3 \text{人 (基準人数)}$

必要勤務時間数 $40 \text{時間/週} \times 3.3 \text{人 (基準人数)} = 132 \text{時間/週 (必要勤務時間数)}$

○ 従業者常勤換算 当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ135時間/週（週40時間勤務従業者2名、週30時間勤務従業者1名、週25時間勤務1名）の場合

従業者常勤換算 $135 \text{時間} / 40 \text{時間} = 3.375 \dots \rightarrow 3.3 \text{人 (常勤換算)}$

○ ゆえにこの場合、人員基準を満たしていることとなる。

② 常勤換算をしない場合 基準上必要な員数について、端数は切り上げ、確保すること。

(2) 勤務延時間数

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 常勤

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していること。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

3 人員配置基準に必要な項目の算出方法

(1) 利用者数 前年度の平均実利用者数（新規指定の場合は推定数）（指定基準）

【算出方法】（報酬算定基準解釈通知）直近1年間の全利用者延べ数/開所日数

前年度実績6月末満（実績無しを含む）	定員の90%
前年度実績6月以上1年末満	直近6ヶ月の全利用者延べ数/開所日数
特定旧法指定施設の移行	（特定旧法指定施設としての実績） 概ね過去1ヶ月間の全利用者延べ数/開所日数

※ 小数点第2位以下切り上げ

(2) 平均障害程度区分

【算出方法】(指定基準解釈通知)

$((\text{区分}2\text{利用者数} \times 2) + (\text{区分}3\text{利用者数} \times 3) + (\text{区分}4\text{利用者数} \times 4) + (\text{区分}5\text{利用者数} \times 5) + (\text{区分}6\text{利用者数} \times 6)) / \text{総利用者数}$ (※小数点第2位以下四捨五入)

前年度実績1年未満(実績無しを含む)	合理的推定方法
特定旧法指定施設の移行	(特定旧法指定施設としての実績) 概ね過去1ヶ月間の実績

4 設備基準(共通事項)

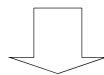
- 構造は、利用者の特性に応じて工夫されて、かつ、日照、採光、換気等、利用者の保健衛生及び防災に配慮されていること。
- 事務室など、直接サービス提供にかかわらない設備等については、必置規制を課さない。
- 居室の床面積など、面積や規模を定める規制については、サービスの質を維持するために必要最小限のものとする。
- 設備は、専ら当該事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。

5 事業所の規模

- ア 最低定員の原則 社会福祉法に定める10人
 - イ 最低定員の例外
 - (ア) 就労継続支援A型 10人
 - (イ) 施設入所支援 30人
- ただし、他の入所を目的とする社会福祉施設等と併設される場合は10人

6 主たる対象者の特定について

障害者総合支援法においては、事業者は、障害の種類にかかわらず、利用者を受け入れることが基本です。ただし、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては対象とする障害の種類(主たる対象者)を特定して事業を実施することも可能です。



【主たる対象者特定の方法】

- 運営規程において規定する。
- 指定申請の際には、「主たる対象者(障害の種類)」と「主たる対象者を特定する理由」を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」(参考様式10)を添付する。
- 理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるもの(対象としない障害種別についてサービス提供ができない理由)である必要がある。
(例) 知的障害者に対するサービス提供実績がないため

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは正当な理由がなければサービス提供を拒否できません(応諾義務がある)が、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあった場合に、事業者は、利用申込者に主たる対象者を定めている理由を説明した上で、サービス提供を行うことが可能又は適当と認められるときには、サービス提供を行うことは差し支えありません。

2 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備に関する基準【日中活動サービス】

1 療養介護

(1) 人員基準（基準第50条、第51条）

職種	要件
医師	健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師、准看護師、看護補助者 ・単位ごとに、常勤換算で利用者数を2で除した数以上
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、常勤換算で利用者数を4で除した数以上 ・1人以上は常勤
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60以下：1人以上 ・利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤
管理者	医師

(2) 設備基準（基準第52条）

- ①医療法に規定する病院として必要とされる設備 ②多目的室その他運営上必要な設備

2 生活介護

(1) 人員基準（基準第78条、第80条）

職種	要件
医師	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 ・ただし、看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、配置しないことができることとする。
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師、准看護師 ・単位ごとに、1人以上
理学療法士又は作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 ・理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合、これらに代えて、機能訓練指導員として、看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は言語療法士を置くことができる。
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、1人以上 ・1人以上は常勤
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60以下：1人以上 ・利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤

これらの総数は、単位ごとに、常勤換算方法で次の区分に応じた数が必要
【平均障害支援区分】
 ①4未満：利用者の数を6で除した数以上
 ②4以上5未満：利用者の数を5で除した数以上
 ③5以上：利用者の数を3で除した数以上

管理者	次のいずれかを満たす者 ①社会福祉主事要件に該当する者 (同等以上として精神保健福祉士) ②社会福祉事業(社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業)に2年以上従事した経験のある者 ③社会福祉施設長認定講習会を終了した者
-----	---

(2) 設備基準(基準第81条)

区分	要 件
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
相談室	間仕切り等を設けること
多目的室その他 運営上必要な設備	—

※ 相談室と多目的室は、支障がない範囲で兼用可

3 自立訓練(機能訓練)

(1) 人員基準(基準第156条)

職種	要 件
看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、看護師、准看護師 ・単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤)
理学療法士又は 作業療法士	<ul style="list-style-type: none"> ・1人以上
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに、1人以上(1人以上は常勤) ・訪問によるサービス提供の場合、上記に加えて1人の配置が必要
サービス管理 責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数60以下：1人以上 ・利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・要件は、生活介護と同じ

これらの職種の総数は、単位ごとに、常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上

(2) 設備基準(基準第158条)

区分	要 件
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
相談室	間仕切り等を設けること
多目的室その他 運営上必要な設備	—

※ 相談室と多目的室は、支障がない範囲で兼用可

4 自立訓練（生活訓練）

（1）人員基準（基準第166条）

職種	要件
生活支援員	<ul style="list-style-type: none">・常勤換算で、アとイの合計数以上ア イに掲げる利用者以外の利用者数を6で除した数単位毎に、1人以上イ 指定宿泊型自立訓練の利用者数を10で除した数
地域移行支援員	<ul style="list-style-type: none">・1人以上は常勤・訪問によるサービス提供の場合、上記に加えて1人の配置が必要
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none">・利用者数60以下：1人以上・利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上・1人以上は常勤
管理者	<ul style="list-style-type: none">・要件は、生活介護とおなじ

（2）設備基準（基準第168条）

区分	要件
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
相談室	間仕切り等を設けること

5 障害者支援施設

(1) 人員基準（基準第4条）

職種	要件
生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・単位ごとに 利用者数60以下：1人以上 利用者数61以上：1人に、利用者数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤 ・自立訓練又は就労移行支援のみの提供の場合、宿直勤務を行う者を1人以上
サービス管理責任者	昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼務

(2) 設備基準（基準第6条）

区分	要件
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員4人以下 ・地階に設けない ・居室面積が収納設備を除き、9.9㎡（6畳相当）以上 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面していること ・必要に応じて利用者の身の回り品を保管する設備を備えること ・ブザー又はこれに代わる設備を設けること
食堂	食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること
浴室	利用者の特性に応じたものであること
洗面所・便所	<ul style="list-style-type: none"> ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること
廊下幅	1.5m以上、中廊下幅は1.8m以上
相談室 多目的室その他運営上必要な設備	間仕切り等を設けること — ※相談室と多目的室は、支障がない範囲で兼用可

3 サービス管理責任者実務経験一覧表

※区分①と区分③の通算可

区分	業務内容	経験年数
障害者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務 ア 施設等において相談支援業務に従事する者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター イ 保健医療機関において相談支援に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格（区分④の※印参照）を有する者 (4) ア・ウ・エに従事した期間が1年以上である者 ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事する者 エ 盲学校・聾学校・特別支援学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者 オ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	5年以上
	② 直接支援業務 カ 施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所 キ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務に従事する者 ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務に従事する者 ケ その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者 ○ 市町から補助金又は委託により運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所	8年以上
	③ 有資格 コ 区分②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分②に該当しない保育所に勤務した期間は、実務経験として日数算入不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	5年以上
	④ 国家資格 サ 次のA及びBのいずれにも該当する者 A：区分①から③の実務経験を通算して3年以上の者 B：国家資格による従事期間が通算して3年以上の者 ※国家資格 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士	

相談支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

直接支援業務の定義

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。

4 サービス管理責任者の実務経験に関するQ & A

質 問	回 答
<p>旧の小規模作業所の職員は、実務経験に含まれるのか。</p>	<p>市町から補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長等による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含まれる。この場合の実務経験は「直接支援」となる。</p>
<p>社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が5年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいか。</p>	<p>お見込みのとおり。 社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではない。</p>
<p>国家資格を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算3年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。</p>	<p>相談支援業務又は直接支援業務の実務経験については、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできる。</p>
<p>実務経験の対象となる機関、施設として、老人福祉施設や児童相談所、市町村役場等が掲げられているが、これらに勤務する期間全てが実務経験としてカウントできるのか。</p>	<p>実経験一覧表に掲げられている機関や施設において、同表「区分①相談支援業務」及び「区分②直接支援業務」に従事したとして所属長等の証明が可能である期間のみカウントできる。</p>
<p>指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。</p>	<p>現に勤務する施設等の長が、業務内容や勤務日数を証明する。 過去に別の施設等に勤務した経験がある場合は、当該施設等の長による証明書も併せて確認することとなる（ただし、現に勤務する施設等の長による証明のみで、実務経験を満たすことが明確である場合は、この限りでない）。 なお、過去に勤務した施設等が現存しない場合、研修申込に際しては、現所属の代表者が代わって証明することも可とする。ただし、指定申請の際は、出勤簿等別の記録により業務内容や勤務日数を県において確認する場合がある。 また、国家資格を確認する必要がある者については、併せて免許等の写しを添付すること。</p>
<p>実務経験について、サービス管理責任者として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はないということによいか。</p>	<p>お見込みのとおり。 研修受講時に必ずしも実務経験の年数を満たしている必要はないが、応募多数により選考を行う場合は、サービス管理責任者として配置される時期及び実務経験年数を考慮して判断する。</p>

5 障害福祉サービス事業の形態について

1 一体型事業所（複数の場所の事業所を一体的に管理運営するもの）

下表の要件を満たし、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが一体的に行われていると見なせるものについては、複数の場所（事業所）で事業を実施している場合でも、一の事業所として指定することができる。

【利用定員（規模）に関する特例】

- ・ 主たる事務所、従たる事務所の合計で、20人以上（施設入所支援、就労継続支援A型を除く）であること
- ・ 主たる事務所、従たる事務所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援 6人、就労継続支援 10人）

【一つの指定事業所とする要件】

（1） 人員配置

一つの事業所としての人員配置のほか、直接サービス提供職員はそれぞれ事務所ごとに専従常勤職員を1以上配置していること

（2） 事業運営

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ② 事業所間で相互支援の体制があること
- ③ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑥ 事務所間の会計管理が一元化されていること

（3） 地域的範囲

主たる事業所と従たる事業所は、同一の日常生活圏域にあつて、サービス管理責任者の業務遂行に支障の無い距離にあること。（主たる事務所と従たる事務所の間は、通常の移動手段により概ね30分以内で移動可能な範囲を目安とするが、個別案件により判断するため、事前に相談すること。）

2 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型としての指定が可能となる。

なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となる。



【特例】

① 利用定員（規模）に関する指定要件（特例措置）

- ・ 多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
- ・ 事業所それぞれについて、事業ごとに定める最小利用人数以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援 6人、就労継続支援 10人）

② サービス提供職員に関する指定要件（特例措置）

多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち一人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能とすること。

③ サービス管理責任者に関する指定要件（特例措置）

多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置

④ 設備に関する指定要件（特例措置）

サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能とする。

【自立支援給付費】

多機能型の報酬単価（基本報酬）は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定される。ただし、加算は各サービス毎の定員に応じた定員区分により算定される。

同一法人による同一敷地内での実施事業は、一の事業所（複数の事業を行う場合は多機能型）として指定する。ただし、平成18年9月30日において指定を受けている事業所が移行する場合は、以下の例外的な取扱いが可能である。

【例外措置】

同一敷地内における複数の事業所については、以下の要件を満たした場合は、複数の独立した事業所として指定することが可能。

- ア サービスの提供が一体的に行われていない。
- イ 事業所ごとに必要な従業員が確保されている。
- ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている（レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接関わりのない設備については共用可能。）。

3 サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として、事業所ごとに利用者全体の平均障害程度区分に基づき設定するが、障害の程度に応じて、専門性の高い支援を行えるよう一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において、複数の「サービス提供単位」を設けることを可能とする。



(1) 対象事業

人員配置算定に障害程度区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援

(2) サービス提供単位の考え方

ア 原則は、一つの事業所に一単位

イ ただし、下記の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該サービスごとに平均障害程度区分を算定する。

(3) サービス管理責任者に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

(4) 自立支援給付費

事業所全体の定員規模により算定する。ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

○ 判断基準

- ・ サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。
- ・ 同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。
- ・ 設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。
- ・ サービス提供単位ごとに利用者の障害種別が異なり、単位ごとに異なるプログラムが提供されている、又は、同一障害種別の場合は、日中・夜間を通じ異なる内容のプログラムが提供されている。
- ・ 各サービス提供単位の最小利用人員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小人員とする。

(療養介護及び生活介護 20人、施設入所支援 30人)

6 障害福祉サービスの人員基準に関するQ&A

Q1：職員の兼務可能な範囲について

A1：兼務可能な場合としては、次のような例が考えられる。

①管理者については、当該事業所の管理業務に支障がない場合にあっては、次のとおり、他の職務との兼務が認められている。

ア サービス管理責任者との兼務で、その者が常勤で常に双方の職を兼務している場合は、それぞれ1人としてカウントできる。

イ 生活支援員との兼務で、生活支援員用務に4時間従事している場合は、管理者1人と、生活支援員4時間分でカウントできる。

ウ 同一法人が運営する他の事業所との管理者についても、兼務可能である。

ただし、2以上の事業所の管理者を兼務し、さらに生活支援員等の職員の業務を兼務することは認められない。

②管理者以外の同一事業所内の複数業務の兼務については、それぞれ従事する時間分をカウントできる。また、2以上の事業所において業務に従事する場合も、それぞれ従事する時間分をカウントできる。

Q2：年休、研修、欠勤等の場合の常勤換算方法について

A2：常勤職員については、暦月で1月間不在の場合はカウントできないが、そうでない場合は、常勤として勤務したもものとしてカウントできる。

非常勤職員については、年休や欠勤の場合、その日（時間）については、常勤換算に含めることはできない。

Q3：管理者の具体的な責務は

A3：次のようなことを一元的に行う。

- ①事業所の従業者の管理
- ②利用の申し込みに係る調整
- ③業務の実施状況の把握
- ④その他の管理
- ⑤従業者に各規定を遵守させるための必要な指揮命令

Q4：生活支援員の資格要件は

A4：指定基準としての資格要件はないが、利用者に直接処遇する職員として、訪問介護員（ホームヘルパー）等の資格・経験があることが望ましい。

Q5：生活介護における看護職員はサービス提供時間を通じて確保しなければならないのか

A5：単位ごとに、1名以上確保することが定められているが、毎日の配置を求めたものではなく、また、サービス提供時間帯の一部について専従しないことができる。

利用者の障害程度や状態を踏まえ、適切なサービス提供体制が確保できるように配置されていればかまわない。

Q6. 生活介護と自立訓練（機能訓練）を多機能型として実施する場合の看護職員の配置

A6：合計定員が20人以下の多機能型事業所における常勤の従業者は、事業所全体として1人以上とされていることから、必ずしも常勤の看護職員を配置する必要はない。

20人以上の場合は、常勤の看護職員の配置が必要である。

Q7. 施設入所支援における夜勤職員配置の考え方は

A7：夜間の時間帯（午後10時から翌日の午後5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。）において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから、当該夜間の時間帯を通じて、施設入所支援の単位ごとに、利用定員の規模に応じ、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。

なお、本取扱いにおける生活支援員の員数の考え方は「夜勤職員配置体制加算」においても準用する。

7 障害福祉サービスの設備基準に関するQ&A

Q1：訓練・作業室の「訓練又は作業に支障がない広さ」とはどの程度か

A1：特に定められたものはないが、作業内容を鑑み、少なくとも届け出上の利用定員全員が同時に訓練・作業等が可能な広さが必要である。

※介護保険法上の通所介護事業所の食堂・訓練室：利用定員×3m²

Q2：洗面所・便所の「利用者の特性に応じたもの」とはどのようなものか

A2：車イス利用者も使用することを想定した仕様にすべきである。

Q3：相談室の「間仕切り」は、上下部が開いているようなものでもいいのか（顔が見えないようなものであればいいのか）

A3：顔が見えないだけでなく、相談内容が他に漏れないような間仕切りが必要であり、全面パーティション等とすべきである。

Q4：居室面積が収納設備を除き、9.9m²（6畳相当）以上となっているが、内法と壁心のどちらで算出するのか

A4：内法で9.9m²（6畳相当）以上必要である。

Q5：廊下幅は1.5m以上、中廊下幅は1.8m以上必要であるが、手すりを設置した場合、手すり幅はどのように取り扱うのか

A5：手すり分を除き、実寸として1.5m又は1.8m必要である。

8 障害福祉サービスの運営基準に関するQ&A

Q1：非常災害対策は具体的にどのようにすればよいか

A1：事業者は、非常災害対策に関する具体的な計画を立てておき、定期的に避難や救出等の必要な訓練を行い、万全を期しておく。
具体的な計画とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。

Q2：衛生管理で注意しなければならないことは何か

A2：次のような衛生管理が必要である。

- ①利用者の使用する施設・食器その他の設備・飲用水について衛生的な管理に努め、感染症が発生・まん延しないように必要な措置を講ずること。
- ②医薬品及び医療用具の管理を適正に行うこと。（事業所の実情に応じて、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられる。）
- ③食中毒及び感染症の発生防止のため、必要に応じて健康福祉事務所（保健所）の助言、指導を求め、密接な連携を保つこと。
- ④空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

Q3：サービス提供拒否の禁止の具体的な内容は何か

A3：事業所は正当な理由なくサービス提供を拒んではならず、原則として、利用申込みがあった場合は、応じなければならない。特に、所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されている。

なお、正当な理由がある場合とは、

- ①当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
 - ②利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - ③その他利用申込者に対し、自ら適切なサービス提供を行うことが困難な場合
- また、正当な理由がある場合でも、次の対応を行う必要がある。
- ①適当な他のサービス事業者等の紹介
 - ②その他必要な措置を速やかに講ずること

Q4：利用者の病状に急変があった場合等にとるべき対応は何か

A4：サービス提供中に利用者に病状の急変があった場合やその他の必要な場合には、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治医への連絡をとる等の必要な措置を執らなければならない。

Q5：秘密の保持とは具体的にどう対応すべきか

A5：次のような対応が必要である。

- ①従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ②事業者は、過去に従業者であったものが、正当な理由無く、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後も秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、違約金について定める等の措置を講ずべきである。
- ③事業者は、関係者との連絡調整に際し利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書で得ておかなければならない。この同意はサービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで事足りる。

※平成16年12月27日に厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」も留意。

(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/12/h1227-6.html>)

Q6：利用者やその家族から苦情があった場合、どのように対応したらよいか

A6：事業者は、提供した指定通所介護について利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。具体的には、

- ①相談窓口、苦情処理の体制（担当者、対応時間帯）、手順等の苦情を処理するための措置の概要を明らかにしておく。
- ②利用申込者にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要を記載する。事業所内にも掲示する。
- ③苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等の記録しておく。また、2年間保存しておくかなければならない。

Q7：事故発生した時にどのように対応すべきか

A7：事業者は、サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、市町、利用者の家族等に連絡を取るとともに、必要な措置を講じ、事業者は事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

なお、市町への報告については「事故発生時の報告取扱要領（標準例）」を参照のこと。

また、事業者は、サービス提供により賠償すべき事故が利用者に発生した場合は、損害賠償を速やかに行うとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じなければならない。

このほか、次の点に留意する必要がある。

- ①事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておく。
- ②事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。

Q8：会計の区分について留意すべき点は何か

A8：事業者は、事業所、サービスごとに経理を区分しなければならない。

また、就労移行支援又は就労継続支援については、従来の授産施設と同様、その事業の実施により得た収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないという、就労支援事業固有の会計処理が必要である。

必要な帳票として、①資金収支計算書、②事業活動収支計算書、③貸借対照表を作成し、適宜の勘定科目をもって会計処理する。また、それぞれ内訳表、就労支援事業製造原価明細表、販売費及び一般管理費明細表も作成する。

Q9：基準上、記録の整備についてはどのように定められているか

A9：従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、また、利用者へのサービス提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- ①サービス提供に関する記録
- ②個別支援計画
- ③身体拘束等の記録
- ④苦情の内容等に係る記録
- ⑤事故の状況及び自己に際して採った処置についての記録
- ⑥市町への通知に関する記録

運営規程の作成に際しての留意事項

兵庫県独自基準（「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例」）及び「暴力団排除条例」の制定により、運営規程に記載することが望ましい内容は以下のとおりですので、ご留意ください。

記載することが望ましい内容

- ① 人格尊重、秘密の保持に関する事項
- ② 暴力団等の影響の排除
- ③ 運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表
- ④ 研修による計画的な人材育成
- ⑤ 事故発生の防止及び発生時の対応

兵庫県独自基準に関する規定における運営規程への記載例

（人格の尊重）

第〇〇条 事業者は、当該事業を利用する障害者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立った障害福祉サービスを提供しなければならない。

（秘密の保持）

第〇〇条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

（暴力団等の影響の排除）

第〇〇条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第〇〇条 事業者は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

（研修による計画的な人材育成）

第〇〇条 事業者は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第〇〇条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 事業者は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。